

町田市介護サービス事業所等物価高騰対策支援給付金交付要領

第1 趣旨

この要領は、補助金等の予算の執行に関する規則（昭和42年3月町田市規則第6号）及び町田市補助金等の交付に関する要綱（2017年4月1日施行）に定めるもののほか、町田市介護サービス事業所等物価高騰対策支援給付金（以下「給付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 給付の目的

原油価格や電気・ガス・食料を含む物価の高騰（以下「物価高騰」という。）を受けながらも、介護サービス等を供給する事業所又は施設（以下「事業所等」という。）に対し、予算の範囲内において給付金を交付することにより、事業所等における物価高騰の影響の軽減を図るとともに、利用者負担の増加を防ぎ、もって介護サービス等の安定的な供給の継続を図ることを目的とする。

第3 給付対象者

給付の対象者となる者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす法人とする。

- （1）町田市内において、2025年4月1日（以下「基準日」という。）時点で、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定される、別表に掲げる事業所等を運営する法人であること。
- （2）基準日から申請日までの間において、前号に掲げる事業所等を休止していない法人であること。ただし、運営している事業所等の一部を休止している法人を除く。
- （3）基準日から申請日までの間において、第1号に掲げる事業所等で介護サービス等を提供した実績があり、かつ2026年3月31日まで、継続して介護サービス等を提供する見込みがあること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する法人は、給付金の交付の対象としない。

(1) 代表者、役員、使用人、従業員及び構成員等が町田市暴力団排除条例（平成25年3月29日町田市条例第5号）に規定する暴力団員及び暴力団関係者である法人。

(2) 前号に掲げる者のほか、給付金の主旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する法人。

第4 給付対象事業

給付の対象となる事業は、別表に定める、町田市から指定を受けた介護サービス等とする。

第5 給付対象経費

給付の対象となる経費は、第4に規定する給付対象事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

(1) 光熱水費

(2) 食費（別表の入所系のみ）

(3) 燃料費（別表の通所系及び訪問系のみ）

第6 給付金の交付額

給付金の交付額は別表のとおりとする。

第7 交付決定の取消し

市長は、交付決定を受けた法人が2026年3月までに介護サービス等を休止又は廃止したときは、給付金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができるものとする。

第8 他の給付金等との重複の禁止

交付決定を受けた法人は、この要領に基づく給付金の交付と対象経費を重複して、他の地方公共団体等及び他の事業からの給付金等の交付を受けてはならない。

第 9 効果測定の実施

交付決定を受けた法人は、市長の求めに応じ、給付金の効果測定を実施するものとする。

第 10 委任

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、2025年7月1日から施行する。

別表

	給付対象事業	給付対象経費	交付額
入 所 系	地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護 認知症対応型共同生活介護	食費及び 光熱水費	51,600 円 × 定員数
通 所 系	地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 市基準型指定第 1 号通所事業単独型	燃料費 光熱水費	燃料費 20,400 円 × 事業所が 所有する自動車の台数 光熱水費 1,200 円 × 定員数
訪 問 系	居宅介護支援事業所 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 地域包括支援センター	燃料費 光熱水費	燃料費 10,800 円 × 事業所が 所有する自動車の台数 光熱水費 24,000 円（定額）

※定員数は 2025 年 4 月 1 日時点の数とする。

※自動車の台数は 2025 年 4 月 1 日時点及び申請時点で所有し、継続して使用する見込みのある自動車を対象とする。

※地域密着型通所介護の定員には、市基準型指定第 1 号通所事業一体型の定員を含めることができる。

※通所系サービスにおいて、午前・午後に分けて 2 単位実施している場合はどちらか多い方の単位の定員数とする。ただし、機能訓練室を分けて 2 単位実施している場合は利用定員を合算した定員数とする。

※市基準型指定第 1 号通所事業単独型は、他の曜日や他の時間に地域密着型通所介護を実施してない事業所を対象とする。

※小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の定員は、通い

サービスの定員と宿泊サービスの定員の合計数とする。

※自動車は法人名義のもの、かつ申請する介護サービス等に使用しているものであって、自動四輪車（軽自動車以上）を対象とする。

※別表の訪問系の介護サービス等において、同一の自動車を複数の事業所もしくは複数の介護サービス等で使用している場合は、最も使用頻度の高い事業所もしくは介護サービス等で申請するものとする。